計画作成年度	令和６年度
計画主体	高山市

高山市鳥獣被害防止計画

【連絡先】

担当部署名	高山市農政部農務課
所在地	岐阜県高山市花岡町２丁目１８番地
電話番号	０５７７－３５－３１４１
FAX 番号	０５７７－３５－３１６６
メールアドレス	noumu@city.takayama.lg.jp

1．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、ツキノワグマ、カラス、ヒヨドリ、カワウ
計画期間	令和７年度～令和１１年度
対象地域	高山市

2．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和５年度末）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	２．７ｈａ	２７万円
	いも類	０．１ｈａ	５万円
	雑穀	２．４ｈａ	４万円
	果樹	３．４ｈａ	３０４万円
	飼料作物	２．０ｈａ	１３５万円
	野菜	３．１ｈａ	４３７万円
	その他	０．５ｈａ	４万円
	農業用施設	０．５ｈａ	６９万円
	計	１４．７ｈａ	９８４万円
ニホンカモシカ	水稲	０．５ｈａ	５万円
	豆類	０．３ｈａ	１万円
	果樹	０．９ｈａ	８３万円
	飼料作物	０．４ｈａ	３０万円
	野菜	２．１ｈａ	２９４万円
	計	４．２ｈａ	４１３万円
ニホンジカ	水稲	０．８ｈａ	８万円
	雑穀	０．１ｈａ	－万円
	果樹	０．２ｈａ	１７万円
	飼料作物	０．９ｈａ	６３万円
	野菜	０．３ｈａ	４４万円
	その他	０．１ｈａ	１８万円
	計	２．４ｈａ	１５０万円
ニホンザル	果樹	０．１ｈａ	３万円
	野菜	０．９ｈａ	１３４万円
	計	１．０ｈａ	１３７万円
アナグマ	雑穀	０．２ｈａ	１万円
	果樹	０．３ｈａ	３１万円
	野菜	１．３ｈａ	１９１万円
	計	１．８ｈａ	２２３万円
ハクビシン	雑穀	０．１ｈａ	－ 万円
	果樹	０．７ｈａ	６２万円
	野菜	０．５ｈａ	７２万円
	計	１．３ｈａ	１３４万円

タ　ヌ　キ	雑　穀	０．１ｈａ	－　万円
	野　菜	１．２ｈａ	１７２万円
	計	１．３ｈａ	１７２万円
ツキノワグマ	雑　穀	０．１ｈａ	－　万円
	果　樹	０．５ｈａ	４８万円
	野　菜	０．１ｈａ	８万円
	計	０．７ｈａ	５６万円
カ　ラ　ス	果　樹	０．８ｈａ	７０万円
	飼料作物	０．１ｈａ	３万円
	野　菜	０．４ｈａ	５７万円
	農業用施設	１．７ｈａ	２３６万円
	計	３．０ｈａ	３６６万円
ヒ　ヨ　ド　リ	雑　穀	０．２ｈａ	１万円
	果　樹	０．５ｈａ	４４万円
	計	０．７ｈａ	４５万円
カ　ワ　ウ	水　産　業	（被害量４．６ｔ）	３２０万円
	計	（被害量４．６ｔ）	３２０万円
合　計		３１．０ｈａ	２，９９４万円

（２）被害の傾向

高山市は、面積の大半が山間・中山間地域であり、また、広大な市域のため被害を及ぼす鳥獣の種類も多く、特にイノシシによる農作物への被害は、市全域に広がっている。また、全獣種において、人家近くへの出没が増加している、

①イノシシ

イノシシによる被害は、３月から１０月にかけて発生している。被害区域は市全域であり、近年人家近くへの出没も多くなっている。被害は採草牧地や果樹園地の掘り起こし、水稲、飼料作物（特にトウモロコシ）、野菜への食害のほか、山裾の斜面や畦畔、農道、水路及びその法面など農業用施設の掘り起こしなど、その被害面積は全体の約半数を占めている。

また、豚熱（ＣＳＦ）については、野生イノシシへの経口ワクチンの散布や防止対策用医薬品の配布により家畜への感染はないものの、引き続き感染が危惧される。

②ニホンカモシカ

ニホンカモシカによる被害は通年発生している。被害区域は市全域であり、近年人家近くへの出没が多くなっている。以前の被害は植林木が中心であったが、近年は林縁部の水稲、果樹、野菜、飼料作物のほか、市街地の家庭菜園、庭木への食害も発生し、その被害面積は前防止計画値と比較して増加している。市街地での出没による人身危害・交通事故等の発生も危惧されている。

③ニホンジカ

ニホンジカによる被害は春から秋（無積雪期）にかけて発生している。以前の被害区域は久々野町、一之宮町、清見町、荘川町などの市南西部地域であったが、近年北部や東部地域にも拡大しており、市全域への拡大が危惧されている。被害は野菜、果樹、飼料作物への食害のほか、市南部地域では樹木への皮剥ぎも発生し、その被害面積は前防止計画値と比較して増加している。

④ニホンザル

ニホンザルによる被害は通年発生している。被害区域は、朝日町、高根町、上宝町、奥飛騨温泉郷の市東部地域となっているが、近年は久々野町、一之宮町などの市南部地域、また清見町、荘川町などの市西部地域でも被害が発生しており、その被害面積は前防止計画値と比較して１．４倍に拡大している。被害は野菜、果樹であり、また住居やその敷地への侵入、人への威嚇行動なども見受けられ、人身危害等の発生も危惧されている。

⑤アナグマ

アナグマによる被害は春から秋（無積雪期）にかけて発生している。被害区域は市全域であり、人家近くへの出没も多くなっている。被害は野菜、果樹などであり、特に収穫間近の作物を食い荒らすなどの被害が発生し、その被害面積は前防止計画値と比較して１．６倍に拡大している。

⑥ハクビシン

ハクビシンによる被害は春から秋（無積雪期）にかけて発生している。被害区域は市全域であり、人家近くへの出没も多くなっている。被害は野菜、果樹などであり、特に収穫間近の作物を食い荒らすなどの被害が発生し、その被害面積は前防止計画値と比較して４．３倍に急拡大している。積雪期は人家の床下や屋根裏などへの侵入や営巣など、生活環境被害も増加している。

⑦タヌキ

タヌキによる被害は春から秋（無積雪期）にかけて発生している。被害区域は市全域であり、人家近くへの出没も多くなっている。被害は野菜などであり、特に収穫間近の作物を食い荒らすなどの被害が発生し、その被害面積は前防止計画値と比較して２．２倍に拡大している。

⑧ツキノワグマ

ツキノワグマによる被害は春から秋（無積雪期）にかけて発生している。被害区域は市全域であり、人家近くへの出没も多くなっている。被害は果樹、野菜などであり、その被害面積は前防止計画値から１．８倍に拡大している。平成３１年度、令和５年度の大量出没年には人身事故も発生している。

⑨カラス

カラスによる被害は通年発生している。被害区域は市全域であり、市街地での被害も発生している。被害は野菜、果樹、飼料作物（特にトウモロコシ）などへの食害のほか、ビニールハウスの穴あけなど農業用施設への被害が発生し、その被害面積は前防止計画値と同程度である。生ゴミの食い荒らしや居住地での糞尿被害など、生活環境被害も増加している。

⑩ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は通年発生している。被害区域は市全域であり、その被害面積は前防止計画値と比較して１．８倍に増加している。特に果樹園においての果実や花芽への食害が深刻な問題となっている。

⑪カワウ

県南部において水産業に対する大きな被害が発生している。近年、高原川流域、飛騨川流域、馬瀬川流域、庄川流域での目撃数が増えており、各漁業協同組合からの捕獲許可申請件数も増加している。その被害量は前防止計画値と同程度である。

（3）被害の軽減目標

指　標	現状値（令和５年度）		目標値（令和１１年度）	
	面　積	金　額	面　積	金　額
イ　ノ　シ　シ	１４．７ｈａ	９８４万円	１０．２ｈａ	６８８万円
ニホンカモシカ	４．２ｈａ	４１３万円	２．９ｈａ	２８９万円
ニ　ホ　ン　ジ　カ	２．４ｈａ	１５０万円	１．６ｈａ	１０５万円
ニ　ホ　ン　ザ　ル	１．０ｈａ	１３７万円	０．７ｈａ	９５万円
ア　ナ　グ　マ	１．８ｈａ	２２３万円	１．２ｈａ	１５６万円
ハ　ク　ビ　シ　ン	１．３ｈａ	１３４万円	０．９ｈａ	９３万円
タ　　ヌ　　キ	１．３ｈａ	１７２万円	０．９ｈａ	１２０万円
ツキノワグマ	０．７ｈａ	５６万円	０．４ｈａ	３９万円
カ　　ラ　　ス	３．０ｈａ	３６６万円	２．０ｈａ	２５６万円
ヒ　ヨ　ド　リ	０．７ｈａ	４５万円	０．４ｈａ	３１万円
カ　　ワ　　ウ	（被害量４．６ｔ）	３２０万円	（被害量３．２ｔ）	２２４万円
計	３１．０ｈａ	２，９９４万円	２１．２ｈａ	２，０９２万円

（4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課　題
捕獲等に関する取組	・市が任命した鳥獣被害対策実施隊員に捕獲を依頼し、年報酬と捕獲頭羽数に応じた報償金を支払っている。 ・有害鳥獣捕獲補助者制度の導入による捕獲体制の強化を図っている。 ・狩猟免許新規取得に対する補助金制度による捕獲技術者の確保を行っている。	・鳥獣被害対策実施隊員は高齢化等により減少傾向であるため、後継者の育成が必要である。 ・補助者制度の導入による捕獲体制の強化を図っているところであるが、地域ぐるみの捕獲体制の更なる強化が必要である。
防護施設の設置等に関する取組	・農業者団体等に対し、防護柵等の設置にかかる費用について、国や市の補助事業を活用し、助成している。 ・地域ぐるみの被害防止を推進するための学習会・研修会を開催している。	・防護柵等の整備は進んでいるが、さらなる被害軽減を図るためには、集落・地域ぐるみで効果的な追い払いや防護柵等を設置する必要がある。
生息環境管理その他の取組	・緩衝帯の整備を行っている。 ・耕作放棄地の解消や放任果樹の除去を推進している。 ・農業者団体や市民に対し、鳥獣の習性や被害防止対策等の研修会を開催し、知識の普及等に努めている。	・緩衝帯の維持・管理や耕作放棄地の解消、放任果樹の除去の推進について、高齢化により作業が困難になってきている。

（５）今後の取組方針

鳥獣被害を防止するためには、鳥獣のエサとなるものの除去や緩衝帯の整備などの「生息地管理」、追い払いや侵入防止柵・防鳥ネットの設置などの「被害防除」、被害を及ぼす鳥獣を捕獲する「個体数管理」を総合的に行うことが重要であり、それらを地域ぐるみで行うことにより効果が上がる。これらを踏まえ次のことに取り組む。

①イノシシ
- ・緩衝帯の整備やエサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・銃器、わなによる捕獲
- ・ＣＳＦ（豚熱）まん延防止のための防疫対策の徹底

②ニホンカモシカ
- ・緩衝帯の整備やエサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・銃器、わなによる捕獲

③ニホンジカ
- ・被害の情報収集
- ・緩衝帯の整備やエサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・銃器、わなによる捕獲

④ニホンザル
- ・緩衝帯の整備やエサ供給源となるものの除去
- ・ロケット花火などを利用した追い払い
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・銃器、わな（大型囲いわなを含む。）による捕獲

⑤アナグマ
- ・エサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・わなによる捕獲

⑥ハクビシン
- ・エサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・わなによる捕獲

⑦タヌキ
- ・エサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・わなによる捕獲

⑧ツキノワグマ
- ・緩衝帯の整備やエサ供給源となるものの除去
- ・ロケット花火などによる追い払い
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・銃器、わなによる捕獲

⑨カラス
・エサ供給源となるものの除去
・ロケット花火などを利用した追い払い
・防鳥ネットによる侵入防止対策
・銃器、箱わなによる捕獲

⑩ヒヨドリ
・ロケット花火などを利用した追い払い
・防鳥ネットによる侵入防止対策
・銃器による捕獲

⑪カワウ
・ロケット花火、ドローンなどを利用した追い払い
・銃器による捕獲

●地域ぐるみの取組
鳥獣に関する知識や被害防止対策に関する学習会・研修会を開催し、被害防止意識の向上を図る。

●捕獲体制の強化
農家等の狩猟免許取得の促進など実施隊の後継者育成、農家と実施隊の連携など地域ぐるみの捕獲体制を強化する。

3．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

市から任命された者で組織される「鳥獣被害対策実施隊」が編成されおり、この実施隊に対象鳥獣の捕獲を依頼するとともに、出没・被害情報の提供など農家等と実施隊との連携を強化する。

また、大型獣の捕獲や捕獲個体の止めさし時の苦痛を最小限にする等の目的で高い殺傷能力が必要な場合、必要最小限でライフル銃の使用を認め、効果的な捕獲活動を図る。

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度 ～ 令和１１年度	イノシシ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、ツキノワグマ、カラス、ヒヨドリ、カワウ	・安全で効果的な捕獲機材を導入するとともに、農家等の狩猟免許取得を促進し、狩猟者・実施隊員の確保、育成を進める。 ・農家等と実施隊との連携（パトロール、情報提供等）による捕獲体制の強化を図る。 ・狩猟免許新規取得に対する補助金制度による捕獲技術者の確保を図る。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画等の設定の考え方
①イノシシ イノシシの捕獲数は、令和２年度２８１頭、令和３年度４４２頭、令和４年度４７５頭、令和５年度８８７頭、令和６年度７５７頭となっている。また、被害面積は全体の約半数を占めることから、捕獲強化を行うこととする。これらを勘案し年間捕獲計画数を１，２００頭とする。 ②ニホンカモシカ ニホンカモシカの捕獲数は、令和２年度２６頭、令和３年度３２頭、令和４年度１８頭、令和５年度２２頭、令和６年度１１頭となっている。なお、特定鳥獣管理計画（ニホンカモシカ）において、生息数の推移及び被害は増加傾向と推定しているが、特別天然記念物のため個体数調整捕獲にも限界がある。これらを勘案し年間捕獲計画数を５０頭とする。 ③ニホンジカ ニホンジカの捕獲数は、令和２年度７６１頭、令和３年度８６７頭、令和４年度７６８頭、令和５年度８５３頭、令和６年度１，００１頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を１，０００頭とする。 ④ニホンザル ニホンザルの捕獲数は、令和２年度２３４頭、令和３年度１８９頭、令和４年度１４５頭、令和５年度１３３頭、令和６年度６６頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を３００頭とする。 ⑤アナグマ アナグマの捕獲数は、令和２年度６頭、令和３年度１２頭、令和４年度１５頭、令和５年度５１頭、令和６年度１１４頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を１００頭とする。 ⑥ハクビシン ハクビシンの捕獲数は、令和２年度１３頭、令和３年度１９頭、令和４年度９頭、令和５年度２６頭、令和６年度７１頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を１００頭とする。 ⑦タヌキ タヌキの捕獲数は、令和２年度２３頭、令和３年度４２頭、令和４年度３３頭、令和５年度６４頭、令和６年度１３２頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を１００頭とする。 ⑧ツキノワグマ ツキノワグマの捕獲数は、令和２年度１２２頭、令和３年度５０頭、令和４年度３８頭、令和５年度９４頭、令和６年度７４頭となっているが、大量出没年により振れ幅が大きいことから、年間捕獲計画数を１００頭とする。 ⑨カラス カラスの捕獲数は、令和２年度１９羽、令和３年度１羽、令和４年度１９羽、令和５年度１１８羽、令和６年度２８羽となっているが、農業被害、生活環境被害は通年発生している。これらを勘案し年間捕獲計画数を２００羽とする。 ⑩ヒヨドリ ヒヨドリは、令和２年度から令和６年度の５年間捕獲されていないが、果樹被害は通年発生している。これらを勘案し年間捕獲計画数を２０羽とする。 ⑪カワウ カワウについては、令和２年度の捕獲許可申請数量が９０羽、令和３年度の捕獲許可申請数量が９５羽、令和４年度の捕獲許可申請数量が９０羽、令和５年度の捕獲許可申請数量が９５羽、令和６年度の捕獲許可申請数量が９０羽、これらを勘案し年間捕獲計画数を１５０羽とする。

※令和６年度の捕獲数は令和６年１２月３１日現在、ニホンカモシカについては令和６年度捕獲計画頭数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等（頭、羽）				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
イ　ノ　シ　シ	１，２００	１，２００	１，２００	１，２００	１，２００
ニホンカモシカ	５０	５０	５０	５０	５０
ニ　ホ　ン　ジ　カ	１，０００	１，０００	１，０００	１，０００	１，０００
ニ　ホ　ン　ザ　ル	３００	３００	３００	３００	３００
ア　ナ　グ　マ	１００	１００	１００	１００	１００
ハ　ク　ビ　シ　ン	１００	１００	１００	１００	１００
タ　　ヌ　　キ	１００	１００	１００	１００	１００
ツキノワグマ	１００	１００	１００	１００	１００
カ　　ラ　　ス	２００	２００	２００	２００	２００
ヒ　ヨ　ド　リ	２０	２０	２０	２０	２０
カ　　ワ　　ウ	１５０	１５０	１５０	１５０	１５０

※異常発生、大量出没があった場合は、上記計画数に関わらず捕獲するものとする。

捕獲等の取組内容
・イノシシ、ニホンジカについては、農作物の被害の大きな場所へ、安全で効果的な捕獲が期待できる箱わな・くくりわなを設置し捕獲率を高める。 ・ニホンカモシカについては、従来どおり銃器による捕獲を推進するが、くくりわな、箱わなでの捕獲も推進する。 ・ニホンザルについては、従来どおり銃器による捕獲を推進するが、箱わな、大型囲いわなでの捕獲も推進する。 ・アナグマ、ハクビシン、タヌキについては小型箱わな等での捕獲を推進する。 ・ツキノワグマについては、銃器及び安全性の高いドラム缶箱わな等による捕獲を推進する。 ・カラス、ヒヨドリ、カワウについては、銃器による捕獲を推進するとともに、カラスについては箱わなによる捕獲を推進する。 ・農家等の狩猟免許取得の促進など実施隊の後継者育成、出没・被害情報の提供による農家等と実施隊の連携など地域ぐるみの捕獲体制を強化する。 ・市内にある射撃場の積極的な利用により、実施隊員の捕獲技術の高度化及び捕獲時の安全確保を図る。 ・ＩＣＴ技術等を活用した新技術を導入し、捕獲の高度化及び効率化を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの大型獣の捕獲や捕獲個体の止めさし時の苦痛を最小限にする等の目的で高い殺傷能力が必要な場合、必要最小限でライフル銃の使用を認め、効果的な捕獲活動を図る。

（４）許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
イノシシ ニホンカモシカ ニホンジカ ニホンザル アナグマ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ	侵入防止柵 １３０ｈａ	侵入防止柵 １３０ｈａ	侵入防止柵 １３０ｈａ	侵入防止柵 １３０ｈａ	侵入防止柵 １３０ｈａ
カラス ヒヨドリ	防鳥ネット 5ha	防鳥ネット 5ha	防鳥ネット 5ha	防鳥ネット 5ha	防鳥ネット 5ha
カワウ	－	－	－	－	－

※耐用年数の経過に伴う更新や、他獣種に対応するための機能強化などの再整備を含む。

（2）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
イノシシ ニホンカモシカ ニホンジカ ニホンザル アナグマ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ カラス ヒヨドリ カワウ	・設置主体による維持･管理の実施 ・ロケット花火などを利用した追い払い活動の実施	・設置主体による維持・管理の実施 ・ロケット花火などを利用した追い払い活動の実施	・設置主体による維持・管理の実施 ・ロケット花火などを利用した追い払い活動の実施	・設置主体による維持･管理の実施 ・ロケット花火などを利用した追い払い活動の実施	・設置主体による維持・管理の実施 ・ロケット花火などを利用した追い払い活動の実施

5．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度 ～ 令和１１年度	イノシシ ニホンカモシカ ニホンジカ ニホンザル アナグマ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ カラス ヒヨドリ カワウ	侵入防止柵の設置主体者による維持･管理の指導、放任果樹の除去や被害防止無対策農地の解消の推進、緩衝帯設置の推進、被害防止研修会の開催、追い払い活動、新技術の導入及び実証ほ場の展示等

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れのある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役　　割
高山警察署	捕獲協議、安全確保
飛騨県事務所	捕獲協議
高山市各地域鳥獣被害対策実施隊	追払い、捕獲実施

（２）緊急時の連絡体制

別紙フローチャートのとおり

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、捕獲後速やかに埋設または焼却処分をする。また、捕獲個体の有効利用を図るため、関係法令を遵守し、ぎふジビエ衛生ガイドラインや野生いのししジビエ利用マニュアル等に基づいて、食肉及び特産加工品としての利活用を図る。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ぎふジビエ衛生ガイドライン等に基づいた食肉利用をすすめるため、市内のジビエ解体処理施設間との連携を図るとともに、関係団体等と緊密な連携により様々な利活用のニーズの把握に努め、捕獲個体の有効利用を図る。
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

（２）処理加工施設の取組

食肉利用は、食品衛生法、ぎふジビエ衛生ガイドラインの方針に準じて施設整備を行い、従事者も衛生面に十分配慮したうえで行うものとする。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	高山市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役　　割
高山市農業委員会	事業推進
飛騨農業協同組合	事業推進、営農指導
飛騨農業共済事務組合	事業推進、被害調査
飛騨高山森林組合	事業推進、被害調査
飛騨農林事務所農業普及課	事業推進、技術指導、地域への普及啓発
高山市改良組合長会連絡協議会	被害調査、地域の意見集約
飛騨猟友会	有害鳥獣捕獲の実施、地域への助言
森のごちそうの里・コミュノーテ飛騨	ジビエの普及啓発
飛騨農業振興会	事業推進、情報提供
高山市農政部農務課	事務局
その他高山市鳥獣被害防止対策協議会規約に定める団体	対策の実施、被害状況の集約

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　　割
飛騨農林事務所	オブザーバーとして参加し、鳥獣害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
中山間農業研究所	オブザーバーとして参加し、鳥獣害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
飛騨県事務所	オブザーバーとして参加し、鳥獣害関連の情報提供並びに鳥獣捕獲に関する情報提供を行う。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲および捕獲の指導、侵入防止柵の設置の指導及び被害防止対策の推進及び技術の普及等を行う。 また、市内にある射撃場の積極的な利用により、実施隊員の捕獲技術の高度化及び捕獲時の安全確保を図る。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

１０．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

別紙

緊急時の連絡体制

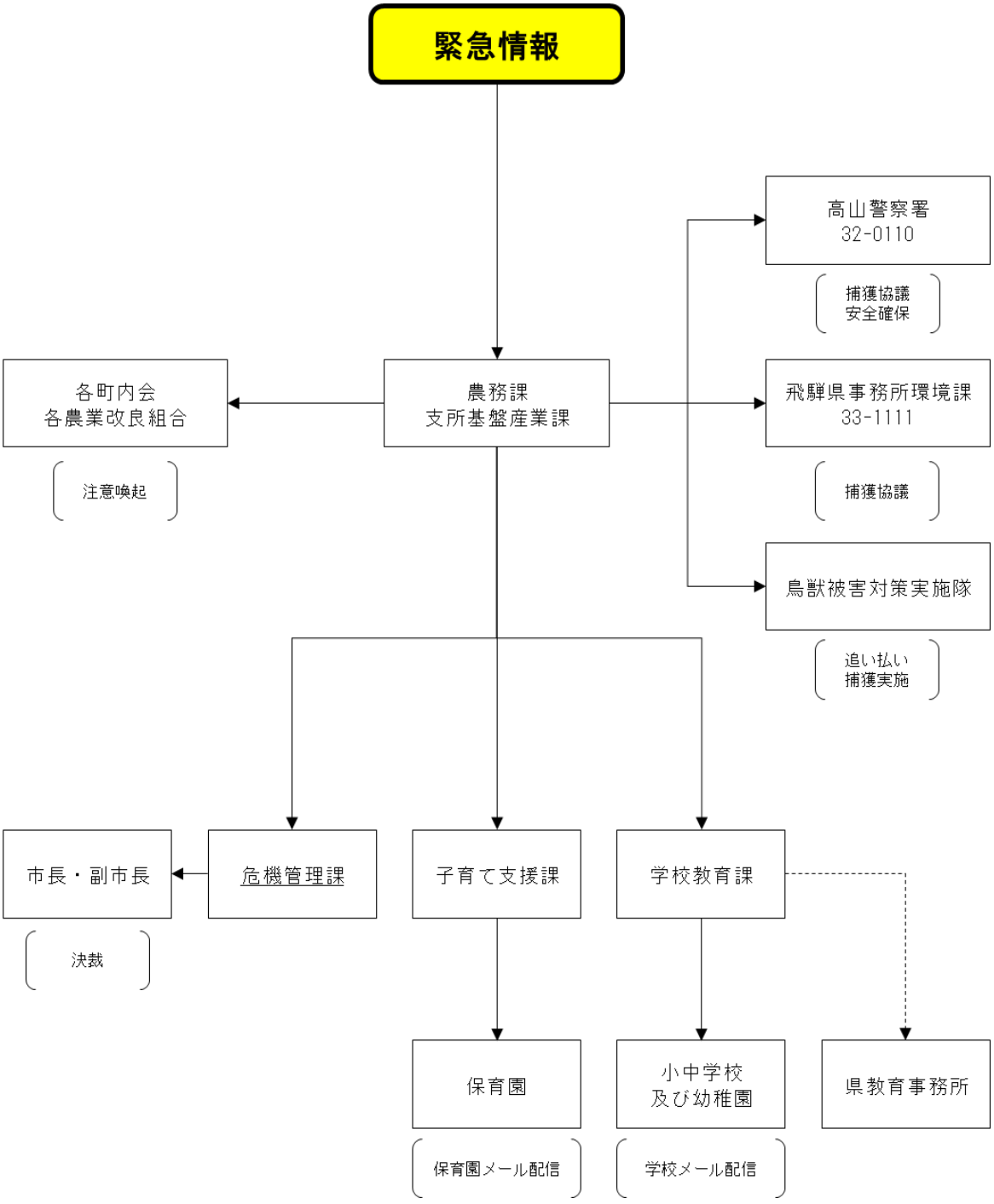
緊急情報
高山警察署
32-0110
捕獲協議
安全確保
各町内会
各農業改良組合
注意喚起
農務課
支所基盤産業課
飛騨県事務所環境課
33-1111
捕獲協議
鳥獣被害対策実施隊
追い払い
捕獲実施
市長・副市長
決裁
危機管理課
子育て支援課
学校教育課
保育園
保育園メール配信
小中学校
及び幼稚園
学校メール配信
県教育事務所